

公告第一〇四七号

健康保険法第四七条第二号の規定により、平均標準報酬月額（任意継続被保険者の上限標準報酬月額）が左記のとおり決定したので公告する。

令和三年一〇月一日

愛知県農協健康保険組合 理事長 長谷川 浩敏



記

一、平均標準報酬月額（令和三年九月三〇日現在）  
三三七、五八八円

二、標準報酬の基礎となる報酬月額及び適用年月日

（一） 上限標準報酬月額  
三四〇千円

（二） 適用年月日

自…令和四年四月一日

至…令和五年三月三十一日